

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター

2019年 ZSP 奨学助成金募集要項

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センターでは、大学院博士課程の学生のドイツに関する博士論文の作成を支援するため、現地調査旅費助成およびドイツの大学へ留学のための旅費滞在費（最大3ヶ月）の助成を実施します。2019年、ドイツ・ヨーロッパに関する博士論文作成に関係した資料収集や現地調査、および留学のための旅費滞在費を助成します。但し、寄附元であるドイツ学術交流会（DAAD）の意向により、助成対象はドイツに関係のある研究計画、またはDAADが各国に設置する19のドイツ・ヨーロッパ研究センターでの研究滞在に限定します。

今回の追加募集は、当該期に実施されるすべての現地調査を対象とします。複数回現地調査の希望がある方は、各現地調査に対してそれぞれ現地調査旅費申請書をご提出ください。

なお、奨学助成金を受けた場合には研究テーマおよび氏名等がセンターホームページで公表されること、統計調査のため、個人データ（名前、性別、電子メールアドレス）がドイツ学術交流会に開示される場合があることを了承の上、応募書類をご提出ください。

応募締め切り 2019年5月27日（月） 12時（厳守）

2019年4月

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター長

森井 裕一

1. 応募資格

東京大学大学院博士課程在籍者

2. 交付額

航空運賃として一律 875 ユーロ

滞在費として1ヶ月 1200 ユーロ（最大）

*日本円で指定口座へ入金になるが、為替レートはドイツ学術交流会の指定レートとなる。

3. 助成期間

1週間から3ヶ月（目安）

助成期間は申請内容と予算の都合に応じて選考委員会で決定する。

4. 応募方法

次の書類を締め切り期日までにドイツ・ヨーロッパ研究センター宛に (josei@desk.c.u-tokyo.ac.jp)

まで電子メールで提出すること。5月28日(火)までに受領の通知がない場合は、事故の可能性があるので、送信日時を確認のうえ、問い合わせること。電子メールの事故などもあるので、早めに送付すること。審査結果は6月中旬にメールで通知される予定である。

- 1) 所定の申請書(DESKHP: <http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp> よりダウンロードすること) 研究概要と研究計画については別途用紙の使用も可とする。その際、所定の申請書の一枚目だけは必ず添付のこと。

【記入上の注意】

【調査旅費・留学】 研究概要の項目では、研究の内容・目的・意義などを簡潔にまとめたうえで、現時点での日本における準備状況を明記すること。また、それらの前提に現地調査の必要性について記述すること。研究計画の項目では、現地での調査内容などについて、日程、訪問先などを具体的に記述すること。とりわけ博士論文との関係について明記すること。分量はA4で1枚程度。

- 2) 留学する場合は、留学許可書(またはそれと同等の書類)を添付すること。
- 3) 参考資料
博士論文の目次と進捗状況を添付すること。また、その他の参考資料の添付も認められるが、1)とあわせてA4用紙3枚以内におさめること。
- 4) 研究業績

5. 選考方法

提出書類にもとづいてドイツ・ヨーロッパ研究センター執行委員会で選考をおこなう。

6. 交付方法

本人名義の銀行口座に振り込む。

7. 受給条件

- 1) 計画書に記された研究・調査などに従事している期間に事件、事故等によって傷害を受けたり死亡した場合の責任は一切本人にある旨、および必ず成果報告書を提出する旨の申し立て書を、交付決定後に提出すること。
- 2) 国外での研究・調査にあたっては、渡航期間中の事故や疾病に対して保険による補償が得られることを証明する書類を、交付決定後に提出すること。

8. 報告義務

受給者は、助成金による学習・研究計画の終了後、次の書類をドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室に提出しなければならない。

- 1) 航空券の半券(コピー可)(帰国後7以内)

2) 完了報告書（別紙様式）（帰国後7日以内）

3) 成果報告書（終了後1ヶ月以内）

特に様式を定めませんが、学習・研究計画に基づいて実施した研究・調査の成果を具体的に報告書の形式で4000字程度で記すこと。MSワード形式で電子メールにて提出。後に、ドイツ・ヨーロッパ研究センター活動報告書やNEWSLETTERの一部として印刷される可能性があることを了承すること。

4) 論稿

i) 調査後に『ヨーロッパ研究』に論稿を公表することが義務づけられる（投稿論文は通常の審査手続に付される）。なお、他の学術雑誌での掲載をもって代えることが可能であるが、その場合には当該論文をセンターに提出すること。

ii) その他、奨学助成金による研究調査の成果が活字化された場合

9. 変更届出

交付決定後に学習・研究計画に変更が生じた場合には、ただちにドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室に届け出なければならない。重大な変更の場合には、交付決定を取り消すこともある。

10. 返還義務

受給者は、助成金の返還義務は負わない。ただし、提出書類の記載に偽りがあった場合、その他不正な手段によって助成金の交付を受けたことが判明した場合、また、助成金が計画書に記載されたものとは異なった目的に使用されたことが判明した場合、成果報告書等定められた書類の提出を怠った場合には、全額を即時返還しなければならない。

11. その他

提出されたデータおよび書類はいつさい返却しない。

連絡先

東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター事務室

総合文化研究科・教養学部（駒場キャンパス）9号館3階313号室

平松英人（センター助教）

E-mail: josei@desk.c.u-tokyo.ac.jp